

# 国民年金のお知らせ

**令和2年度保険料免除・猶予  
申請の受付開始(7月から)**

国民年金は、20歳から60歳になるまで加入して保険料を納めることになっています。

しかし、収入の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合、納付が免除される「申請免除」や納付が猶予される「納付猶予」の制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったときや死亡したときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。免除や猶予の承認を受けた期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間や将来の老齢基礎年金受給資格期間に算入されます。保険料納付が困難な方は忘れずに手続きしてください。

免除や猶予を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって納付(追納)ができ、納付した月分は年金額に反映されます。ただし、免除・猶予の承認

認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過した期間に応じた額が加算されます。

《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》

年金の種類	納付状況		申請免除 (全額・一部)	納付 猶予	未納
	納付	納付 猶予			
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)	○	○	○ (注1)	○	×
老齢 基礎年金	(受給資格期間に算入されるか?)		○ (注1)	○	×
	(年金額に反映されるか?)		○ (注1・2)	×	×

(注1)一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。

(注2)全額・一部免除を受けた期間は定額納付と比べて老齢基礎年金額は減額されます。

▼**免除対象者** 本人・配偶者・世帯主(納付猶予制度の場合)、50歳未満の本人と配偶者(が次の要件のいずれかに該当する方)

▼**要件**

○前年所得が一定基準以下  
【対象となる所得の目安】

全額免除、納付猶予：(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円  
4分の3免除：78万円+(扶養親族等の数×38万円)  
半額免除：118万円+(扶養親族等の数×38万円)  
4分の1免除：158万円+(扶養親族等の数×38万円)

※38万円(基礎控除額)の読み替え

次の扶養親族については、38万円(基礎控除額)を各々の額に読み替えて計算します。  
老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)≒48万円  
特定扶養親族(19歳以上23

歳未満)≒63万円

控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)≒63万円

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

○災害または失業・倒産・事業の廃止があった場合

その事由が発生した前月から、事由が発生した年の翌々年の6月までの期間(申請月から2年1カ月前までの期間に限りません)

○地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下

○本人またはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている。  
○申請者本人が特別障害給付金を受けている。

▼**申請に必要なもの**

○マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの

○印鑑

○失業等の方：「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」などの写し、  
り災証明書、上記に準ずる公的機関の証明書等

▼**窓口** 市民課市民係または

各振興局市民福祉課

▼**所得申告** 免除の判定は所得で審査します。必ず所得申告をしてください。

▼**免除承認期間** 7月1日

(水)2021年6月30日

(水)1年間

▼**その他** 申請月の2年1カ月前の月分にさかのぼって免除申請をすることができません。失業など保険料を納付することが経済的に困難で、未納期間のある方は、早めに申請してください。

※問合せ先は次ページ「年金事務所から」を確認してください。

**新型コロナウイルス感染症**の影響により、2020年2月以降に収入源となる業務の喪失や売上減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能となりました。日本年金機構ホームページを確認してください。  
(<https://www.nenkin.go.jp>)

※掲載している情報は編集時点(6月15日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。

## 豊岡年金事務所から

年金相談窓口の受付時間を次のとおり延長します(予定)。お越しの際には、マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、本人確認ができる運転免許証などを持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他に、委任状と代理者の本人確認できる運転免許証などが必要になります。

- 7月11日(土)午前9時30分～午後4時
- 7月6、13、20、27日(月)午前8時30分～午後7時
- 相談・手続きの際は予約の上、来訪してください。
- ねんきんダイヤル(受給に関する相談) ☎0570-051165
- 050で始まる電話の方 ☎03-6700-11165
- ねんきん加入者ダイヤル(国民年金保険料などの相談) ☎0570-003-004
- 7月11日(土)午前9時30分～午後4時
- 来訪相談のご予約受付専用 ☎0570-0514890
- 050で始まる電話の方 ☎03-6631-7521
- 年金個人情報サービス
- 日本年金機構ホームページアドレス  
<https://www.nenkin.go.jp/>
- 《問合せ》豊岡年金事務所 ☎22-0948
- 市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課

## 情報公開条例等運用状況

2019年度豊岡市情報公開条例および豊岡市個人情報保護条例の運用状況をお知らせします。

情報公開条例に基づく公開請求は158件あり、処理状況は公開が22件、部分公開が133件、文書不存在が2件、非公開が1件でした。また、個人情報保護条例に基づく公開請求は4件あり、処理状況は開示が1件、部分開示が3件でした。

### 《情報公開条例運用状況》 (単位:件)

部局	請求件数	請求に係る決定			
		公開	部分公開	不存在	非公開
市長部局	92	18	71	2	1
教育委員会部局	23	2	21	0	0
上下水道部局	43	2	41	0	0
その他の部局	0	0	0	0	0
合計	158	22	133	2	1

### 《個人情報保護条例運用状況》 (単位:件)

部局	請求件数	請求に係る決定			
		公開	部分公開	不存在	非公開
市長部局	3	1	2	0	0
教育委員会部局	0	0	0	0	0
上下水道部局	0	0	0	0	0
その他の部局	1	0	1	0	0
合計	4	1	3	0	0

《問合せ》総務課 ☎23-1116



### 第5回 レジ袋の有料化

7月から、全小売店でプラスチック製レジ袋の有料化が始まります。目的は、国民にプラスチックごみを削減する気持ちを高めてもらうこと。「店側が利益を得たい」わけではありません。

多くのプラスチック製品の原料は、遠い国から輸入する化石資源。運搬・製造・焼却あらゆる場面でCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を排出します。レジ袋の大量消費は、資源の浪費だけでなく地球温暖化にもつながります。

地球温暖化を防止するため、身近な環境問題と家庭でできるエコ活動を紹介します。  
《問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

### マイバッグを持って 街に出よう。



日本は大量消費社会。レジ袋については大型スーパーだけでも一人当たり年間300枚消費しています。この数字は世界第2位で、ドイツの約10倍も使っているそうです。日本の対策や国民意識は、提供禁止の流れが加速する世界とはまだまだ差があります。まずは、お気に入りのマイバッグを。環境と財布にやさしいお買い物にしましょう。(文 暮らしのエコをすすめる但馬の会)